

かにするとともに、使用した職場名及び作業状況を明らかにされたい。

- ③ 貴社におけるアスベスト健康被害(労災認定、健康管理手帳交付件数等)の実態を明らかにすること。
- ④ 石綿曝露の可能性のある

職場で働いていた退職者に対して、健康管理手帳が交付されることを知らせるとともに、健康診断を実施すること。

- ⑤ 定年後に労災認定された方への企業補償制度  を設けること。
(ひょうご労働安全衛生7月号)

ゴム機械の製造・修理で石綿曝露 兵庫●プレス機の保温材に石綿を使用

ゴム機械の製造・修理作業に従事し、肺がんを発症したYさん(71歳)の労災申請が業務上であると認定された。

Yさんは、2000年に肺がんが見つかり、すぐに左肺を摘出する手術をされ、今年の3月には治療と診断された。

Yさんは、15年間鉄工所に勤

め、その後は独立されて鉄工所を開業した。作業内容は、鉄工所勤務時代も独立後もほぼ同じで、ゴム機械やプレスロール機の製造・納品・据付・配管・修理だった。

ゴム製造会社では、靴底等の型を取るために大小様々なプレス機械が使われていた。Yさんは、従業員が50~60人規模の

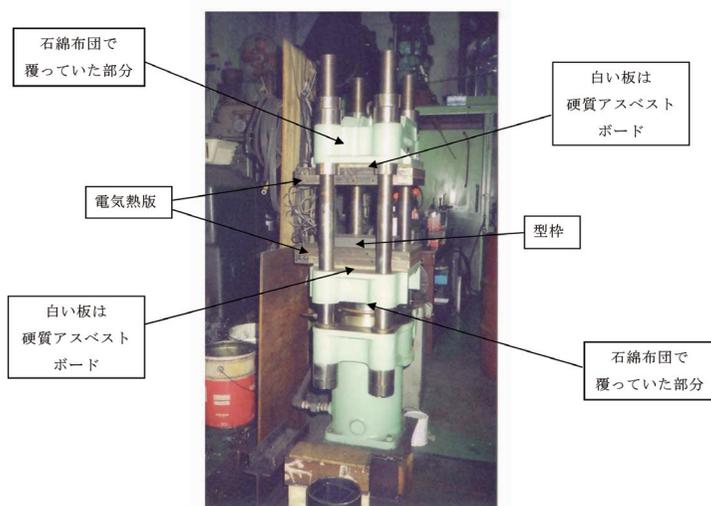
会社、約5社のゴム機械一式の製造・修理を行っていた。それらの会社は、1次プレス機(別名5段プレスと呼ばれ、1,000トン~1,200トンの圧力をかけられる)と2次プレス機を一組として、だいたい3セットが設置されていた。また、従業員が10人以下の規模の会社では50トン・プレス機がよく使われており、1社に約12台が設置されていた。Yさんは、零細企業のゴム機械の製造・修理を行っていたが、これらの会社の数は数え切れなかった。

仕事内容は、新しい機械の製造・据付よりも修理や古い機械の改造が多く、得意先の会社から呼び出されて、毎日のように修理や改造に出かけていった。

蒸気パイプからの蒸気漏れ修理においては、パイプを被覆している保温材を剥がさなければならず、修理が終わった後にもう一度保温材で被覆する作業も行った。

プレス機のロールの軸受け修理、油圧パッキンの交換、熱板の温もりが悪い場合やひずみ直しの際には、配管・蒸気パイプを外し解体しなければ作業が行えないので、その際にも保温材を剥がす作業や被覆する作業を行った。

油圧プレス機の圧縮により熱が発生する箇所には、硬質アスベストボードを使用していた。機械に大きさや使用頻度にもよるが、約1年から2年に一度は硬質アスベストボードの交換を行う。その際に、グラインダーを使用してアスベストボードを機械の寸法の大きさに切り、加工する作業を行った。その時に、たくさんの粉が舞い、体中



靴底等の製造に使用されていたゴム工場のプレス機

が真っ白になったそうだ。

また、大型プレス機の場合、機械の上部と下部の温度が下がらないように、保温用として石綿布団で被覆していた。堺市の業者から仕入れた石綿布団を、Yさん自らが機械の大きさに裁断し、被覆する作業を行っていたとのこと。

4月に神戸西監督署に申請し、決定まで3か月半というスピード認定だった。肺がんの方は「治癒」と診断されており、労災認定後に、じん肺管理区分の申請を行っているところで



ある。
(ひょうご労働安全衛生9月号)

横浜ゴムでも石綿健康管理手帳

神奈川●情報開示、同僚に健診勧奨

神奈川県海老名市在住のNさんは、1970年から約30年間、横浜ゴム平塚工場で働いてきた。そこでは航空機の部品などを製造しており、Nさんは、断熱材をステンレスの「はく」に挟んで溶接する作業などに従事してきた。

断熱材は、ふわふわしたものや硬いものなどいろいろあったが、米国の有名なアスベスト・メーカーであったジョンズ・マンビル社のものがほとんどであったと記憶している。加工する際には当然ほこりがたち、お連れ合いも、「作業服にもいっぱい付いていて、選択する時にはチクチクした」と言う。

一度、会社の安全担当者にアスベストではないかと尋ねたが、「入っていない」との答えであった。健康診断はほとんど社内の診療所で実施され、とくに異常を言われたことはなかった。

1998年に嘱託となったNさんが、別の病院で健康診断を受けたところ、肺のレントゲン所見で

異常を指摘された。さらに精密検査を受けたところ、幸い「まあ大丈夫」と言われた。

不安を感じたNさんは、昨年夏の石綿ホットラインに電話をして、大和市の十条通り医院を紹介された。「まあ大丈夫」であることは確認されたが、アスベスト曝露の証拠である胸膜肥厚斑があった。

会社に連絡をとったところ、やはり直接アスベストに曝露したことを否定しつつも、隣接職場にアスベスト作業があることがわかった。2006年3月には、神奈川労働局から石綿健康管理手帳の交付を受けた。

Nさんは、一緒に働いてきた仲間のことが気になり、さらに、どうして会社の健診でわからなかったのか、本当にアスベスト作業はなかったのか、疑問はふくらんだ。そこで神奈川労災職業病センターと連名で、要請書を会社に提出した。

それに対して、会社からは、丁重な文書回答が届いた。自社でのアスベスト曝露や発症のおそれがある、と特定されることは「承服しかねる部分がある」というものであったが、Nさんの取り扱ったとされる断熱材の全ての商品名を開示するとともに、同僚に対しては健康診断を勧めるというもので、その姿勢は評価できる。

提供された情報をNさんと検討し、よく見ると、断熱材の主成分がグラスファイバーやアルミナシリカなどとされているので、疑わしいものについて、全成分の情報提供を求めることにした。また、塗料で繊維状の物が混入していた製品があったため、そのこともあらためて情報提供を求めた。

会社からは再び丁重な文書回答が届いた。今度は会社としてメーカーに問い合わせた結果の、メーカーからの資料をそのまま提供された。そこにはアスベストは一切入っていないとされている。ただし、米国のジョンズ・マンビル社はすでに倒産してしまっているので、国内の同種断熱材メーカーに問い合わせ、アスベストがないことを確認したとしている。

一方、飛散する状況ではないとしながらも、Nさんが応援したとされるアスベスト含有製品を取り扱っていた職場の労働者7名に対して、横浜ゴムが費用を負担するので健康診断を勧める旨の文書を送ったとのこと。2名は転居先不明で返ってきてしまったということも添えられていた。

こうした対応は一定評価できるが、あくまでも職場でのアスベ